

# 天使大学ガバナンス・コードの実施状況

2022年9月

## 天使大学ガバナンス・コードの実施状況について

私立大学においては、私学団体が定める自主行動規範であるガバナンス・コードを踏まえて、自主的かつ自律的に大学を運営し、教育の質の向上及びその運営の透明性の確保を図るよう求められています。

学校法人天使学園が設置する天使大学においては、学校教育法、私立学校法などの法令を遵守し、適正かつ透明性の高い大学運営を目指して、高い公共性を追求し、社会から信頼される高等教育機関としての使命を果たすため、本学が加盟している日本私立大学協会が制定した「日本私立大学憲章 私立大学版ガバナンス・コード」に準拠して、2021年9月に「天使大学ガバナンス・コード」を理事会で決定しました。

2022年9月に、天使大学ガバナンス・コードの実施状況について点検調査しましたので、別添のとおり公表します。

引き続き学園の理事、監事、評議員及び大学の教職員が、本ガバナンス・コードを理解し、適切な大学運営が図られるよう努めてまいります。

2022年9月30日

学校法人天使学園 理事長 松岡 健一

天使大学ガバナンス・コードの内容	実施状況等
<p><b>第1章 天使大学の自主性・自律性（特色ある運営）の尊重</b></p> <p><b>1-1 建学の理念</b></p> <p>(1) 建学の理念</p> <p>天使学園は、その創設者「マリアの宣教者フランシスコ修道会」(FMM)が大切にしていた精神「愛をとおして真理へ」を建学の精神として、修道女たちが示した人間愛の教えに基づき、すべての人を平等に大切にし、その人の立場に立って看護と栄養の職務にあたる専門職業人を育成することが本学の教育理念です。</p> <p>(2) 建学の理念に基づく人材像</p> <p>天使大学は、人間の尊厳を中心に、人々に仕える奉仕の精神による人間形成につとめ、専門職業人として必要な学びを深め、人類に奉仕する良き社会人を育成することを目標としています。</p> <p><b>1-2 教育と研究の目的（天使大学の使命）</b></p> <p>(1) 建学の理念に基づく教育目的等</p> <p>天使大学の建学の理念に基づき、教育目的及び研究目的は次のとおりです。</p> <p>①大学の教育目的及び研究目的</p> <p>本学は、教育基本法及び学校教育法並びに建学の理念に基づき、全人教育をめざし、広く豊かな教養教育と看護及び栄養に関する専門の教育研究を行い、建学の理念であるカトリック精神に基づく「愛をとおして真理へ」に生き、知的及び応用的能力を発揮して社会の発展に寄与する人材を育成することを目的としています。</p> <p>②天使大学看護栄養学部の教育目的及び研究目的</p> <p>本学部に看護学科と栄養学科を設置し、「健康」と「生活」という共通概念を基盤にして、人々の健康の回復と保持・増進、疾病予防、あるいは平和な死への援助を実現するため、それぞれ独自のアプローチを持ちながら、連携・協働して地域社会に貢献できる専門職業人の育成を目的とします。</p> <p>③大学院の教育目的及び研究目的</p>	<p>第1章 天使大学の自主性・自律性の尊重</p> <p>1-1 建学の理念</p> <p>(1) 本学の建学の理念「愛をとおして真理へ」については、学園中期計画の「建学の精神と学園の教育理念」に位置付けており、大学教職員や学生にその精神を伝えています。</p> <p>(2) 建学の理念に基づく人材像については、学園就業規則の前文に記載しています。また、学部学科、大学院ごとに左記の内容を反映した天使大学の3ポリシーに基づく教育に努めています。</p> <p>1-2 教育と研究の目的</p> <p>(1) 建学の理念に基づく教育目的等については、天使大学学則、看護栄養学部履修要項、大学院履修要項等に、それぞれ定めています。</p> <p>専門職大学院助産研究科の教育目的及び研究目的については、天使大学助産研究科学則、同履修規程等に基づきその目的が達成されるよう教育に努めています。</p>

天使大学ガバナンス・コードの内容	実施状況等
<p>天使大学大学院看護栄養学研究科は、教育基本法及び学校教育法の定めるところにより、学術の理論及び応用を教授研究し、建学の理念であるカトリック精神に基づく「愛をとおして真理へ」に生き、知的、専門的及び応用的能力を発揮して、人間愛をもって社会の発展に寄与する高度専門職業人を育成することを目的としています。</p> <p>1) 看護栄養学研究科看護学専攻（修士課程）</p> <p>看護学専攻（修士課程）においては、看護学に係る最新の知見と高度な専門技術を学修し、保健医療福祉分野の発展に貢献できる高度な専門性を有する人材を育成することを目的としています。</p> <p>2) 看護栄養学研究科栄養管理学専攻（博士前期課程）</p> <p>栄養管理学専攻博士前期課程においては、栄養管理学に係る最新の知見と高度な専門技術を学修し、保健医療福祉分野の発展に貢献できる高度な専門性を有する人材を育成することを目的としています。</p> <p>3) 看護栄養学研究科栄養管理学専攻（博士後期課程）</p> <p>栄養管理学専攻博士後期課程においては、栄養管理学に係る先端的な教育及び研究を行うことにより栄養管理学の高度の専門知識と技術を教授し、自立して研究活動を行い、卓越した教育上の指導能力を有する人材を育成することを目的としています。</p> <p>④大学院助産研究科の教育目的及び研究目的</p> <p>大学院助産研究科（修士課程）においては、高度の専門性が求められる助産師という職業を担うための、学識を深め、卓越した能力の育成をはかるために、助産学の理論や実践の学習をとおして精深な知識と技術を練磨する。さらに人間の尊厳を重んじ、豊かな人間性と卓越した知識と技術をあわせもつ高度な専門職業人として、助産師を育成することを目的とし、すでに助産師である助産教育分野を専攻する者には、助産学領域のレビューとともに助産師を目指す学習者が、基本的助産実践能力を獲得する過程を支援すること並びに、教育指導の理論と実践の能力を養うことを目的としています。</p>	

天使大学ガバナンス・コードの内容	実施状況等
<p>(2) 中期的な計画の策定と実現に必要な取組みについて</p> <p>①安定した経営を行うために、認証評価を踏まえて中期的な学内外の環境の変化の予測に基づく適切な中期的な計画の検討・策定をします。</p> <p>②中期的な計画の進捗状況、財務状況については、理事会で進捗状況を管理把握し、その結果を内外に公表するなど、透明性のある法人運営・大学運営に努めています。</p> <p>③財政的な裏付けのある中期的な計画の実現のために、外部理事を含めた経営陣全体や、経営陣を支えるスタッフの経営能力を高めていきます。</p> <p>④改革のために、教職協働の観点からも事務職員の人材養成・確保など事務職員の役割を一層重視します。</p> <p>⑤経営陣と教職員が中期的な計画を共有し、教職員からも改革の実現に際して積極的な提案を受けるなど法人全体の取組みを徹底します。</p> <p>(3) 天使大学の社会的責任等</p> <p>①自主的に運営基盤の強化を図るとともに、本学の教育の質の向上及び経営の透明性の確保を図るよう努めます。</p> <p>②学生を最優先に考え、文部科学省、日本私立学校振興・共済事業団、教職員、学生父母、卒業生、地域社会構成員等のステークホルダーとの関係を保ち、公共性・地域貢献等を念頭に学校法人経営を進めます。</p> <p>③天使大学の目的達成のためには、多様性への対応が不可欠との認識に立ち、男女共同参画社会への対応や、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（平成27年2月24日閣議決定）をはじめ、多様性への対応を実施します。</p>	<p>(2) 中期的な計画の策定と実現に必要な取組みについては、2020年3月理事会で1期5年の「学校法人天使学園中期計画」を決定し、同年4月からスタートしました。</p> <p>また、2020年度から中期計画の項目に合わせて単年度の事業計画を作成することとしています。中期計画の進捗状況については、毎年度、理事会において年度別の「中期計画一覧表の進捗状況」としてその実施状況や今後の実施計画を管理しています。</p> <p>(3) 天使大学の社会的責任等</p> <p>大学後援会、大学同窓会及び大学の三者会議を定期開催し、連携して学生支援に努めています。</p> <p>また、公開講座の開設や地域連携協定等に基づき地域連携活動を推進しています。</p> <p>女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画や障害学生支援規程を定め、その推進に努めています。</p>

天使大学ガバナンス・コードの内容	実施状況等
<p><b>第2章 安定性・継続性（学校法人運営の基本）</b></p> <p><b>2-1 理事会</b></p> <p>（1）理事会の役割</p> <p>①意思決定の議決機関としての役割</p> <p>ア 理事会は、学校法人の経営強化を念頭におき業務を決し、理事の職務執行を監督します。</p> <p>②理事会の議決事項の明確化等</p> <p>ア 理事会において議決する学校法人における重要事項を寄附行為等に明示します。</p> <p>イ 理事会において議決された事項は、議事録を作成し、保管します。</p> <p>ウ 理事会へ業務執行者から適切な報告がなされるよう留意します。</p> <p>③理事及び大学運営責任者の業務執行の監督</p> <p>ア 理事会は、理事及び設置大学の運営責任者（学長、学科長、科長、研究科長）に対する実効性の高い監督を行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、適切に大学の業務等の評価を行い、その評価を業務改善に活かします。</p> <p>イ 理事会は、適時かつ正確な情報共有が行われるよう監督を行うとともに、内部統制やリスク管理体制を適切に整備します。</p> <p>④学長への権限委任</p> <p>ア 学長が任務を果たすことができるようにするため、寄附行為施行細則及び管理運営組織規程により天使大学の教育・研究に関する業務の決定とその執行について、権限を委任しています。</p> <p>イ 必要に応じて副学長を置けるほか、研究科長、学科長、科長、宗務部長、図書館長、教務部長及び学生部長を置き、各々担当事務を分担させ、管理する体制としています。</p> <p>ウ 各々の所掌する校務及び所属教職員の範囲については、可能な限り規程整備等による可視化を図ります。</p>	<p>第2章 安定性・継続性</p> <p>2-1 理事会</p> <p>（1）理事会については、寄附行為及び寄附行為施行細則で議決事項、議事録、理事長、学長への委任事項、理事の業務分担を定めるほか、役員損害賠償等の規定を定めています。</p> <p>理事会は、定例会のほか必要に応じて臨時に開催しており、審議事項は理事会の1週間前に通知しています。</p> <p>議事録には、議長並びに互選された理事2名及び出席した監事が署名しています。</p> <p>学長のほか理事1名が教員として常勤しており、理事会において大学の情報共有が図られています。</p> <p>学長への委任事項については、管理運営組織規程、文書処理規程等により定めています。</p>

天使大学ガバナンス・コードの内容	実施状況等
<p>エ 委任された教学事項は、教育研究評議会、研究科委員会及び教授会の教学の関連会議での審議を通じて、教育・研究の自律性と専門性が担保されています。</p> <p>⑤実効性のある開催</p> <p>ア 理事会は、年間の開催計画を策定し、予想される審議事項については事前に決定して全理事で共有します。</p> <p>イ 審議に必要な時間は十分に確保します。</p> <p>⑥役員（理事・監事）は、その任務を怠り、学校法人に損害を与えた場合は、その職務を行う際に悪意又は重大な過失により第三者に損害を与えた場合、当該役員は、これを賠償する責任を負います。</p> <p>⑦役員（理事・監事）が学校法人又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合、他の役員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は連帯して責任を負います。</p> <p>⑧役員（理事・監事）の学校法人に対する責任が加重とならないよう損害賠償責任の減免の規定を整備します。</p> <p>⑨理事会の議事について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わるできません。</p> <p><b>2-2 理事</b></p> <p>(1) 理事の責務（役割・職務・監督責任）の明確化</p> <p>①理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理します。</p> <p>②理事長を補佐する理事として、必要に応じて副理事長及び常務理事を置き、各々の役割のほか、理事長の代理権限の順位も明確に定めます。</p> <p>③理事長及び理事の解任については、寄附行為に明確に定めます。</p> <p>④理事は、法令及び寄附行為を遵守し、学校法人のため忠実にその職務を行います。</p> <p>⑤理事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負います。</p> <p>⑥理事は、学校法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、これを理事長及び監事に報告します。</p>	<p>2-2 理事</p> <p>(1) 理事の責務（役割・職務・監督責任）については、寄附行為及び寄附行為施行細則で理事長への委任事項、理事の選任、解任、賠償責任等を定めています。</p>

天使大学ガバナンス・コードの内容	実施状況等
<p>⑦学校法人と理事との利益が相反する事項については、理事は代表権を有しません。 また、利益相反取引を行おうとするときは、理事会において当該取引について事実を開示し、承認を受ける必要があります。</p> <p>(2) 学内理事の役割</p> <p>①教職員である理事は、知識・経験・能力を活かし、教育・研究、経営面について、大学の持続的な成長と中長期的な安定経営のため適切な業務執行を推進します。</p> <p>②教職員として理事となる者については、教職員としての業務量などに配慮しつつ、理事としての業務を遂行します。</p> <p>(3) 外部理事の役割</p> <p>①複数名の外部理事（私立学校法第38条第5項に該当する理事）を選任します。</p> <p>②外部理事は、学校法人の経営力・マネジメントの強化のため、理事会において様々な視点から意見を述べ、理事会の議論の活発化に大きく寄与し、理事としての業務を遂行します。</p> <p>③外部理事には、審議事項に関する情報について理事会開催の事前・事後のサポートを十分に行います。</p> <p>(4) 理事への研修機会の提供と充実</p> <p>全理事（外部理事を含む）に対し、十分な研修機会を提供し、その内容の充実に努めます。</p> <p><b>2-3 監事</b></p> <p>(1) 監事の責務（役割・職務範囲）について</p> <p>①監事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負います。</p> <p>②監事は、その責務を果たすため、理事会その他の重要会議に出席することができます。</p> <p>③監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況を監査します。</p>	<p>(2) 及び(3) 学内理事及び外部理事の役割に関して、理事の業務分担について理事会で決定しています。また、私立学校法で定める外部理事を複数選任しています。</p> <p>2-3 監事</p> <p>(1) 監事の責務については、寄附行為に定められています。</p>

天使大学ガバナンス・コードの内容	実施状況等
<p>④監事は、学校法人の業務等に関し不正の行為、法令違反、寄附行為に違反する重大な事実があることを発見した場合、所轄庁に報告し、又は理事会・評議員会へ報告します。さらに、理事会・評議員会の招集を請求できるものとします。</p> <p>⑤監事は、理事の行為により学校法人に著しい損害が生じるおそれがあるときは、当該理事に対し当該行為をやめることを請求できます。</p> <p>(2) 監事の選任</p> <p>①監事の独立性を確保する観点を重視し、理事長は評議員の同意を得て理事会の審議を経て、監事を選任します。</p> <p>②監事は2名置くこととします。</p> <p>③監事の業務の継続性が保たれるよう、監事相互の就任・退任時期について十分考慮します。</p> <p>(3) 監事監査基準</p> <p>①監査機能の強化のため、学校法人天使学園監事監査基準等を作成します。</p> <p>②監事は、監査計画を定め、関係者に通知します。</p> <p>③監事は、監事監査基準に基づき監査を実施し、監査結果を具体的に記載した監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に報告し、これを公表します。</p> <p>(4) 監事業務を支援するための体制整備</p> <p>①監事、公認会計士による監査結果について、意見を交換し監事監査の機能の充実を図ります。</p> <p>②監事に対し、十分な研修機会を提供し、その研修内容の充実に努めます。</p> <p>③学校法人は、監事に対し、審議事項に関する情報について理事会開催の事前・事後のサポートを十分に行います。</p> <p>④その他、監事の業務を支援するための体制整備に努めます。</p> <p>(5) 常勤監事の設置</p> <p>監事の監査機能の充実、向上のため、常勤監事を設置します。</p>	<p>(2) 監事の選任については、寄附行為に定めており、常勤監事1名及び非常勤監事1名を設置しています。</p> <p>(3) 監事監査基準については、2024年度に法人統合を協議中の学校法人との間で協議し作成することにしていきます。</p> <p>監事監査報告書、監事監査計画書は、毎年度5月理事会に報告されています。</p> <p>監事は、会計監査人と連携して監査を実施しています。</p> <p>(4) 監事業務を支援するための体制整備については、引き続き検討してまいります。</p> <p>年4回実施される公認会計士による会計監査時に、監事と公認会計士の意見交換を行い、課題等の共有に努めています。</p> <p>(5) 常勤監事1名を配置しています。</p>

天使大学ガバナンス・コードの内容	実施状況等
<p><b>2-4 評議員会</b></p> <p>(1) 諮問機関としての役割</p> <p>寄附行為に掲げる事項について、理事長は、あらかじめ、評議員会の意見を聞きます。</p> <p>なお、諮問事項に関して特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わるできません。</p> <p>①予算及び事業計画</p> <p>②事業に関する中期的な計画</p> <p>③借入金（当該会計年度をもって償還する一時借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分</p> <p>④役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当金をいう。）の支給の基準</p> <p>⑤予算外の重要な義務の負担又は権利の放棄</p> <p>⑥寄附行為の変更</p> <p>⑦合併</p> <p>⑧目的たる事業の成功の不能による解散</p> <p>⑨寄附金品の募集に関する事項</p> <p>⑩その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めた事項</p> <p>(2) 評議員から意見を引き出す議事運営方法の改善に努めます。</p> <p>(3) 評議員会は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができます。</p> <p>(4) 評議員会は、監事の選任に際し、理事長が評議員会の同意を得るための審議をします。事前に理事長は当該監事の資質や専門性について十分検討します。</p>	<p>2-4 評議員会</p> <p>(1) 寄附行為において、評議員会は諮問機関として位置付けられ、諮問事項が定められています。</p> <p>評議員は、諮問に応じて意見を述べ、法人運営について確認しています。</p> <p>(2) 評議員には、議案の事前配布により意見を引き出すよう努めています。</p> <p>(3) 毎年度評議員会において、事業報告書及び計算書類により、事業報告と財産状況について報告しています。</p> <p>(4) 監事の選任に関しては、その都度評議員会に諮問し、同意を得ています。</p>

天使大学ガバナンス・コードの内容	実施状況等
<p><b>2-5 評議員</b></p> <p>(1) 評議員の選任</p> <p>①評議員の人数は、理事人数に対して十分な人数を選任します。</p> <p>②評議員となる者は、次に掲げる者としています。</p> <p>1) 学長</p> <p>2) この法人の教職員のうちから理事会において選任した者</p> <p>3) この法人の設置する学校（前身学校を含む）を卒業した者で年齢 25 歳以上の者のうちから、理事会において選任した者</p> <p>4) 理事のうちから理事の互選によって定められた者</p> <p>5) 学識経験者のうちから、理事会において選任した者</p> <p>③学校法人の業務若しくは財産状況又は役員の業務執行について、意見を述べ若しくは諮問等に答えるため、多くのステークホルダーから、広範かつ有益な意見具申ができる有識者を選出します。</p> <p>(2) 評議員への情報提供の充実</p> <p>学校法人は、評議員に対し諮問事項に関する情報について、評議員会開催の事前・事後のサポートを十分に行います。</p> <p><b>第3章 教学ガバナンス（権限・役割の明確化）</b></p> <p><b>3-1 学長</b></p> <p>(1) 学長の責務（役割・職務範囲）</p> <p>①学長は、天使大学学則第1条に掲げる「天使大学は、教育基本法及び学校教育法の定めるところにより、全人教育をめざし、広く豊かな教養教育と看護及び栄養に関する専門の教育研究を行ない、建学の理念であるカトリック精神に基づく「愛をとおして真理へ」に生き、知的及び応用的能力を発揮して社会の発展に寄与する人材を育成する」という目的を達成するため、リーダーシップを発揮し、大学教学運営を統括し、所属教職員を統督します。</p>	<p>2-5 評議員</p> <p>(1) 評議員となる者については、左記のとおり寄附行為に定められており、多様な意見を聴取できるよう選出されています。</p> <p>(2) 評議員に対し、評議員会の開催1週間前に会議資料を送付するとともに、欠席する評議員の意見を徴しています。</p> <p>第3章 教学ガバナンス</p> <p>3-1 学長</p> <p>(1) 学長の任免については、学長選任規程に基づき理事会が行います。</p> <p>また、学長は寄附行為施行細則に基づき理事会から委任された大学の管理運営業務を行います。</p> <p>学長の責務については、左記のとおり定められています。</p>

天使大学ガバナンス・コードの内容	実施状況等
<p>②学長は、理事会から委任された権限を行使します。</p> <p>③学長は、所属教職員が、学長の方針、中期的な計画、学校法人の経営情報等を十分理解できるよう、これらを積極的に周知し共有することに努めます。</p> <p>(2) 学長補佐体制（学長補佐、研究長・学科長・科長等の役割）</p> <p>①大学に学長補佐を置くことができるようにしており、学長補佐に関する規程において「学長補佐は、学長の命を受けて、全学的な企画、立案等に参画し、学長の求めに応じて調査及び検討を行い、意見を述べるものとする。」としています。</p> <p>②研究科長、学科長、科長の役割については、管理運営組織規程において「それぞれ研究科、各学科・科に関する業務を掌理する。」としています。</p> <p>③宗務部長、図書館長、教務部長、学生部長の役割については、管理運営組織規程において「それぞれ宗務、図書館、教務部長及び学生に関する事項を掌理する。」としています。</p> <p><b>3-2 教育研究評議会</b></p> <p>(1) 教育評議会の役割（学長と教育研究評議会の関係）</p> <p>学長の求めに応じて天使大学の学部及び大学院に共通する教育研究の重要な事項を審議するため、大学に教育研究評議会を設置しています。審議する事項については、教育研究評議会規程に定めています。</p> <p><b>3-3 教授会</b></p> <p>(1) 教授会の役割（学長と教授会の関係）</p> <p>大学の教育研究の重要な事項を審議するために教授会を設置しています。審議する事項については教授会規程に定めています。</p> <p>ただし、学校教育法第93条に定められているように、教授会は、定められた事項について学長が決定を行うに当たり意見を述べる機関であり、学長の最終判断が教授会の審議結果に拘束されるものではありません。</p>	<p>(2) 学長補佐については、学長補佐に関する規程を整備し、定期的に学長補佐会議を開催しています。2022年度から看護学科長、栄養学科長、教養教育科長、助産研究科長及び事務局長を学長補佐に任命しています。</p> <p>また、研究科長等の役割については、管理運営組織規程においてそれぞれ定められています。</p> <p><b>3-2 教育研究評議会</b></p> <p>(1) 教育研究評議会の役割については、教育研究評議会規程に定められており、教学の重要事項等について審議するため毎月、開催しています。</p> <p><b>3-3 教授会</b></p> <p>(1) 教授会の役割については、教授会規程に定められており、教学の重要事項等について審議するため毎月定例開催するほか必要に応じて臨時に開催します。</p> <p>教授会は定められた事項について意見を述べる機関であり、学長の最終判断が教授会の審議結果に拘束されるものではありません。</p>

天使大学ガバナンス・コードの内容	実施状況等
<p><b>第4章 公共性・信頼性（ステークホルダーとの関係）</b></p> <p><b>4-1 学生に対して</b></p> <p>（1）学生の学びの基礎単位である看護栄養学部においても、3つの方針（ポリシー）を明確にし、入学から卒業に至る学びの道筋をより具体的に明確にします。</p> <p>①看護栄養学部各学科の3つの方針（ポリシー）</p> <p>1）学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）</p> <p>2）教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）</p> <p>3）入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）</p> <p>②自己点検・評価を実施し広く社会に公表するとともに、その結果に基づき学生の学修成果と進路実現にふさわしい教育の高度化、学修環境・内容等の一層の整備・充実に取り組めます。</p> <p>③ダイバーシティ・インクルージョン（多様性の受容）の理念を踏まえ、ハラスメント等の健全な学生生活を阻害する要因に対しては、学内外を問わず毅然かつ厳正に対処します。</p> <p><b>4-2 教職員に対して</b></p> <p>（1）教職協働</p> <p>実効性ある中期的な計画の策定・実行・評価（PDCAサイクル）による大学価値向上を確実に推進するため、教員と事務職員等は、教育研究活動等の組織的かつ効果的な管理・運営を図るため適切に分担・協力・連携を行い、教職協働体制を確保します。</p> <p>（2）ユニバーシティ・ディベロップメント：UD</p> <p>全構成員による、建学の理念に基づく教育・研究活動等を通じて、私立大学の社会的価値の創造と最大化に向けた取組みを推進します。</p> <p>①ボード・ディベロップメント：BD</p> <p>ア 常勤理事は、寄附行為等関連規定並びに事業計画等に基づき各担当事業領域・職務の推進に努めます。</p>	<p>第4章 公共性・信頼性</p> <p>4-1 学生に対して</p> <p>（1）学部、看護栄養学研究科、専門職大学院助産研究科においてはそれぞれ3ポリシーを定め、入学者選抜要項、履修要項に明示するとともに新入生オリエンテーション、在学生ガイダンス、シラバスへの記載等を通して学生の理解促進に努めています。</p> <p>各担当部署が行う自己点検評価の結果について学内で活動報告会を実施し、毎年度、報告書に取りまとめ公表しています。</p> <p>4-2 教職員に対して</p> <p>（1）教育研究活動のPDCAサイクルを適切に推進するため、教職員による内部質保証推進委員会を中心に全学的に取り組んでいます。</p> <p>また、委員会等の活動については、教職員が連携して行っています。</p> <p>（2）UD</p> <p>①常務理事が置かれていない本学においては、ボード・ディベロップメント（BD）については充分行われているとは言えません。</p>

天使大学ガバナンス・コードの内容	実施状況等
<p>イ 監事は毎年度策定する監査計画と監査報告書を理事会並びに評議員会に報告します。</p> <p>②ファカルティ・ディベロップメント：FD</p> <p>ア 3つの方針（ポリシー）の実質化と教育の質保証の取組みを推進するため、アセスメント・ポリシーに基づき、各教員が教育・研究活動の改善に取り組めます。</p> <p>イ 教員個々の教授能力と教育組織としての機能の高度化に向け、学長のもとにFD推進組織を整備し、年次計画に基づき取組みを推進します。</p> <p>③スタッフ・ディベロップメント：SD</p> <p>ア 全ての教員・事務職員等はその専門性と資質の向上のための取組みを推進します。</p> <p>イ SD推進に係る基本方針と年次計画を定め、計画的な取組を推進します。</p> <p>ウ 教職協働に対応するため、事務職員等としての専門性、資質の高度化に向け、年次計画に基づき業務研修を行います。</p> <p><b>4-3 社会に対して</b></p> <p>(1) 認証評価及び自己点検・評価</p> <p>①認証評価</p> <p>平成16（2004）年度から、全ての大学では、7年以内ごとに文部科学大臣が認証する評価機関の評価を受けることが法律で義務付けられました。本学も評価機関の評価を受審し、評価結果を踏まえて自ら改善を図り、教育・研究水準の向上と改善に努めます。</p> <p>②自己点検及び評価結果等を踏まえた改善・改革（PDCA サイクル）の実施</p> <p>教育目標や組織目標の実現に向け、それらの目標の達成状況及び各種課題の改善状況等に関する定期的な自己点検・評価を実施し、その結果を踏まえた改善・改革のための計画を策定し、実行します。</p>	<p>また、監査計画と監査報告書は報告されています。</p> <p>②ファカルティ・ディベロップメント（FD）及び③スタッフ・ディベロップメント（SD）については、「天使大学における人材育成の目標・方針とFDSD実施指針・計画」に基づき天使大学FD及びSDに関する規程」及び「FDSD活動実施要項」を定め、計画的に取組みを推進しています。</p> <p>また、各種研修会に職員が参加し、担当業務に関する知見を得るとともに、学外研修の受講後は、報告書をFDSD委員会に提出することになっています。</p> <p>4-3 社会に対して</p> <p>(1) 認証評価及び自己点検・評価については、本学は2018年度に公益財団法人大学基準協会の認証評価を受け、大学基準に適合しているとの認定を受けています。</p> <p>本学大学院助産研究科は、2019年度に一般財団法人日本助産評価機構の認証評価を受け、評価基準に適合しているとの認定を受けています。</p> <p>内部質保証推進委員会規程に基づき、教育研究活動のPDCAサイクルを適切に推進するため、毎年度、全学的に自己点検評価を実施しています。</p>

天使大学ガバナンス・コードの内容	実施状況等
<p>③学内外への情報公開</p> <p>自己点検や改善・改革に関わる情報及び保有する教育・研究をはじめとする各種情報資源を、刊行物やホームページ等を通じて積極的に公開することにより、学内外の関係者及び社会に対する説明責任を果たします。</p> <p>(2) 社会貢献・地域連携</p> <p>①資源を活用し、社会の発展と安定に貢献するため、教育・研究活動の多様な成果を社会に還元することに努めます。</p> <p>② 産学官の組織的連携を強化し、「知の拠点」としての大学の役割を果たします。</p> <p>③ 地域の多様な社会人を受け入れるとともに、時代の要請に応じた生涯学習の場を広く提供します。</p> <p>④ 大規模災害への対応として、日常的に地域社会と減災活動に取り組めます。</p> <p>⑤ 環境問題を始めとする社会全体のサステナビリティを巡る課題について対応します。</p> <p><b>4-4 危機管理及び法令遵守</b></p> <p>(1) 危機管理のための体制整備</p> <p>①危機管理体制の整備と危機管理マニュアルの整備に取り組めます。</p> <p>ア 大規模災害</p> <p>イ 不祥事（ハラスメント、公的研究費不正使用等）</p> <p>②災害防止、不祥事防止対策に取り組めます。</p> <p>ア 学生等の安全安心対策</p> <p>イ 減災・防災対策</p> <p>ウ ハラスメント防止対策</p> <p>エ 情報セキュリティ対策</p> <p>オ その他のリスク防止対策</p>	<p>自己点検評価結果については、学内で活動報告会を実施し、報告書として取りまとめ公表するとともに、内部質保証推進委員長から理事長及び学長に報告しています。理事長及び学長から自己点検評価結果についての意見を内部質保証推進委員会にフィードバックしています。</p> <p>(2) 社会貢献・地域連携については、天使大学・北海道科学大学連携公開講座を開催し、最新の知見を社会に還元しています。2021年度から新型コロナウイルス感染症への対応として、時間や場所の制約がないオンデマンド形式で実施し、受講申込者が増加していることから引き続きオンデマンド形式で実施します。</p> <p>札幌市東区役所と4つの教育機関との間で地域連携協定を締結し、連携事業を行っており、「ひがしく健康・スポーツまつり」にも参加します。</p> <p>専門職大学院助産研究科では、院生が作成した「Web両親学級」を公開しています。</p> <p>4-4 危機管理及び法令遵守</p> <p>(1) 危機管理基本マニュアル、災害危機管理マニュアルを定めています。</p> <p>また、学生が事件・事故・不祥事にかかわった時の基本的対応、盗難、海外研修等の危機管理マニュアル（教職員用）を作成し、学生、教職員に周知しています。</p>

天使大学ガバナンス・コードの内容	実施状況等
<p>(2) 法令遵守のための体制整備</p> <p>①全ての教育・研究活動、業務に関し、法令、寄附行為、学則並びに諸規程（以下、法令等という）を遵守するよう組織的に取組みます。</p> <p>②法令等に違反する行為又はそのおそれがある行為に関する教職員等からの通報・相談（公益通報）を受け付ける窓口を常時開設し、通報者の保護を図ります。</p> <p><b>第5章 透明性の確保（情報公開）</b></p> <p><b>5-1 情報公開の充実</b></p> <p>(1) 法令上の情報公表</p> <p>公表すべき事項は学校教育法施行規則（第172条第2項）、私立学校法等の法令及び日本私立大学団体連合会のガイドライン等によって指定若しくは一定程度共通化されていますが、公開するとした情報については主体的に情報発信していきます。</p> <p>①教育・研究に資する情報公表</p> <p>ア 大学の教育研究上の目的</p> <p>イ 学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）</p> <p>ウ 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）</p> <p>エ 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）</p> <p>オ 教育研究上の基本組織</p> <p>カ 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績</p> <p>キ 入学者の数、収容定員、在学学生数、卒業又は修了者数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況</p> <p>ク 授業科目、授業方法及び内容並びに年間の授業計画</p> <p>ケ 学修成果に係る評価及び卒業又は修了認定に当たっての基準</p> <p>コ 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境</p> <p>サ 授業料、入学料等の大学が徴収する費用</p>	<p>(2) 法令遵守のための体制整備について、公的研究費の不正防止及び対応に関する規程、公益通報等に関する規程を定め、研究費の使用や業務に関する法令違反等の行為の防止、是正を図るための相談窓口等を定めています。</p> <p>第5章 透明性の確保（情報公開）</p> <p>5-1 情報公開の充実</p> <p>(1) 法令上の情報公表については、天使大学公式ホームページにおける「情報の公表」及び大学案内パンフレット等で公表しています。</p>

天使大学ガバナンス・コードの内容	実施状況等
<p>シ 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援                      ス 学生が修得すべき知識及び能力</p> <p>②学校法人に関する情報公表等</p> <p>ア 財産目録・貸借対照表・収支計算書                      イ 寄附行為                      ウ 監事の監査報告書                      エ 役員等名簿（個人の住所に係る記載の部分を除く）                      オ 役員報酬に関する基準                      カ 事業報告書</p> <p>(2) 自主的な情報公開                      法律上公開が定められていない情報についても、積極的に自らの判断により努めて最大限公開します。事例としては次のような項目があります。</p> <p>①教育・研究に資する情報公開</p> <p>ア 大学間連携                      イ 地域連携並びに産学官連携</p> <p>②学校法人に関する情報公開</p> <p>ア 中期的な計画</p> <p>(3) 情報公開の工夫等</p> <p>①公開方法は、Web公開に加え、大学に備え置き、請求があれば閲覧に供します。                      ②公開方法は、インターネットを使ったWeb公開が主流ですが、閲覧者が多岐にわたることを考慮し、「大学ポートレート」を活用するほか、学校便覧、入学案内、広報誌、各種パンフレット等の媒体も活用します。                      ③公開に当たっては、分かりやすい説明を付けるほか、説明方法も常に工夫します。</p>	<p>(2) 自主的な情報公開については、情報公開規程に基づき、学園の公共性及び社会的責任を果たすため、①教育・研究に資するものは大学案内パンフレット等で案内しており、②学校法人に関するものは公式ホームページにて公表しています。</p> <p>(3) 情報公開の工夫については、「大学ポートレート」を活用するほかWeb、大学案内パンフレットなどの各種広報媒体等に掲載し、地域社会及び受験生等へ広報しています。</p>